

茂原市防犯カメラ設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

茂原市長 市 原 淳

茂原市告示第 1 1 9 号

茂原市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の防犯活動を推進し、安心して安全なまちの実現を図るため、犯罪の防止を目的とした自治会の防犯カメラの設置費用の一部に対し、予算の範囲内で茂原市防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、茂原市補助金等交付規則（昭和60年茂原市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として公道その他不特定多数の者が往来する公共の場所（以下「公道等」という。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するもの（モニターに接続していないものに限る。）をいう。

(2) 自治会 茂原市自治会長事務委託に関する要綱（平成 5 年制定）第 2 条第 1 号に規定する自治会をいう。

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる団体は、市内に防犯カメラを設置する自治会であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの設置について、自治会の総会又は役員会で承認されていること。
- (2) 防犯カメラを設置しようとする土地及び構造物の所有者、管理者等（以下「所有者等」という。）の同意又は許可を得ていること。
- (3) 防犯カメラの撮影について、当該撮影範囲となる住民や事業者等の同意又は許可を得ていること。
- (4) 防犯カメラの設置について、警察との協議が調っていること。
- (5) 防犯カメラの設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を示す表示板等の購入費

2 次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既存設備の撤去又は移設に係る費用
- (2) 土地の造成に係る費用
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
- (4) 防犯カメラの維持管理に要する費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の4分の3の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1台につき30万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、茂原市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置箇所の位置図及び現況写真
- (2) 撮影予定範囲を記した平面図
- (3) 防犯カメラ設置に係る収支予算書
- (4) 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
- (5) 防犯カメラ、表示板等及び専用柱の形状、規格等の仕様を確認することができ

る書類

(6) 所有者等の同意書又は許可書

(7) 自治会において防犯カメラの設置を決議していることが分かる書類及び当該撮影範囲となる住民や事業者等の同意が得られていることが分かる書類

(8) 警察との協議が調ったことを確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、茂原市防犯カメラ設置費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした自治会に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会（以下「補助対象自治会」という。）は、規則第7条の規定により定める補助金の交付条件として、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運用開始の日又は第10条の規定による実績報告を行う日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を全て定めた防犯カメラの管理運用規定を定めること。

ア 防犯カメラの管理責任者の設置に関すること。

イ 防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者（管理責任者が指定した場合に限る。）の守秘義務に関すること。

ウ 表示板等の設置に関すること。

エ 画像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法に関すること。

オ 画像の利用及び提供の制限に関すること。

カ 防犯カメラの設置及び運用等に関し苦情があった際の対応に関すること。

キ その他防犯カメラの運用に関し必要な事項

(2) 防犯カメラ及び撮影した映像に関し、前号の防犯カメラ管理運用規定を遵守し、適切に管理運用すること。

(3) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(5) 補助事業が補助金の交付申請をした日の属する年度の3月1日までに完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報

告し、その指示を受けること。

(6) 防犯カメラで撮影する映像について、撮影される画像の面積に占める公道等の割合が2分の1以上であること。

(7) 防犯カメラにモニターを接続しないこと。

(8) 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにすること。

(9) 取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(10) 補助金交付の目的に反して取得財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、破損するなどにより防犯の用に供することができなくなり、廃棄する場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すれば足りるものとする。

(11) 取得財産を移設する場合においては、市長の承認を受けること。

(12) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類（その作成又は保管に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を整理し、かつ、保存すること。

(13) 補助事業の完了後、市長から要求のあったときは、補助対象となった設備の現況について報告すること。

(14) 設置した防犯カメラを処分する場合は、映像記録媒体を破壊するなど適切に処分すること。

(15) その他市長が必要と認める条件

2 前項第8号から第13号までに掲げる条件を付する期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（変更等の承認申請及び決定）

第9条 前条第1項第3号又は第4号の規定により市長の承認を受けようとする補助対象自治会は、茂原市防犯カメラ設置費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、茂原市防犯カメラ設置費補助事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）により、当該補助対象自治会に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象自治会は、当該補助事業が完了したときは、茂原市防犯カメラ設置費補助事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置後の現況写真及び防犯カメラによる撮影画像
- (2) 防犯カメラの設置に係る収支決算書
- (3) 防犯カメラの設置に係る契約書の写し並びに費用の領収書及び内訳書の写し
- (4) 防犯カメラ管理運用規定の写し
- (5) 電柱に設置した場合は、電柱共架に係る契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は第7条の規定による決定を行った日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに行われなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、補助金の額を確定し、茂原市防犯カメラ設置費補助金確定通知書（別記第6号様式）により、当該補助対象自治会に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の通知を受けた補助対象自治会は、茂原市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（別記第7号様式）により、市長に補助金を請求しなければならない。

(財産処分の承認申請及び決定)

第13条 第8条第1項第10号の規定により市長の承認を受けようとする補助対象自治会は、茂原市防犯カメラ設置費補助金財産処分承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、茂原市防犯カメラ設置費補助金財産処分承認（不承認）決定通知書（別記第9号様式）により、当該補助対象自治会に通知するものとする。

(移設の承認申請及び決定)

第14条 第8条第1項第11号の規定により市長の承認を受けようとする補助対象自治会は、茂原市防犯カメラ設置費補助金財産移設承認申請書（別記第10号様式）を市長

に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、茂原市防犯カメラ設置費補助金財産移設承認（不承認）決定通知書（別記第11号様式）により、当該補助対象自治会に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助対象自治会が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。